



タイ法における担保権の基本(2/2)

執筆者: 杉山 泰成、原田 伸彦、和田 卓也、Nuttaros Tangprasitti、Kewalin TiyaJamorn

概要

2016年以前のタイの法律では、特定の種類の資産のみを融資の担保として利用することが認められていました(すなわち、不動産、株式、限られた種類の動産¹⁾)。主な手段は、抵当権と質権の2つであり、いずれもタイの民商法典(以下「民商法」といいます。)に定められた条件を遵守しなければなりません²⁾。このため、タイの中小企業経営者にとっては、抵当権設定に必要な不動産の所有が限られていること、質権設定には動産の占有を貸主に移転する必要があり、質権設定者は事業のために当該動産を利用することができないことなどから、融資を受ける機会が少なくなっていました。これらの要因が相まって、中小企業セクターの成長に影響を与えていました。

このような状況を受けて、タイでは、主に融資の担保となる資産の範囲を拡大することを目的として、2016年7月2日に(暦 2558年(2015年)事業担保法(Business Security Act)(以下「事業担保法」といいます。))が施行されました。事業担保法の施行により、事業者は、各種の価値のある資産を担保にして融資を受けることが可能となり、その際には、債権者への所有権の移転や引渡しは不要となりました。事業担保法では、担保設定の後においても、担保設定者は、当該資産の占有、使用、交換、処分、譲渡(抵当権の設定を含みます。)等の権利を有します。本ニューズレターでは、特に債権、知的財産、事業について、事業担保法上の担保に供することができる資産の範囲とその実施方法を明らかにしています。

¹⁾ 担保設定可能な動産は法律で定義されており、効力発生には登録が必要になります。

²⁾ 民商法上の条件の詳細については、第二回のニューズレター(タイ法における担保権の基本(1/2))をご参照ください。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

I. 債権に対する担保権

債権³は、事業担保法に基づく事業担保契約(以下「事業担保契約」といいます。)により、融資の担保として利用できるようになりました⁴。事業担保契約は、担保設定者が、対象となる資産について、担保権者に対する所有権の移転や引渡しを行うことなく、弁済その他の債務の履行の担保とする契約です。事業担保契約は、書面で作成され、所轄官庁、すなわち商務省の事業開発局に登録された場合にのみ、適法かつ実行可能となります。⁵

事業担保法上の担保設定者・担保権者の資格

担保提供者は、自然人であるか法人であるかを問いません⁶が、担保権者は、省令に規定する金融機関その他の者でなければなりません。今日、担保権者に関して事業担保法の下で定められた 2 つの省令、すなわち、仏暦 2559 年(2016 年)担保権者のカテゴリーに関する省令および仏暦 2561 年(2018 年)担保権者のカテゴリーに関する省令があり、担保権者としての資格を有する 10 種類のカテゴリーを以下のように規定しています。

- | | |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 証券化を目的とする特定目的会社を有する法人 2. ファクタリング事業を目的とする法人 3. 先物取引に関する法律に基づき先物契約の事業を営む法人 4. 資本市場における取引のための信託に関する法律に基づく信託受託者 5. 証券取引法上の証券会社、投資信託または債券保有者の代表者 | <ol style="list-style-type: none"> 6. 資産運用会社に関する法律に基づく資産運用会社 7. 民間州ガイドラインに基づく中小企業開発基金における産業事務次官室 8. 特にタイの金融機関と共同で融資を行う場合の外国銀行 9. 割賦販売およびリース事業を営むことを目的とする法人 10. 貸付事業を営むことを目的とする法人 |
|--|---|

事業担保法上は、外国法人として担保権者となりうる者として言及されているのは、上記の図 8. のとおり外国銀行のみです。もっとも、外国法人であっても、タイ国内に設立された外国法人の支店であれば、事業開発局の実務上、上記図のカテゴリーに応じて、担保権者になることができます。なお、事業担保法上担保権者となることのできる外国法人であっても、仏暦 2542 年(1999 年)外国人事業法の適用があり、業種に応じて、事業を行う前に、同法上のライセンスを取得する必要があります。

³ 事業担保法上、債権は、弁済を受ける権利その他の権利をいいますが、証書によって表示される権利は含みません(事業担保法第 3 条参照)。証書、例えば、為替手形、約束手形、小切手によって表示される権利は、事業担保法に基づいて担保に供することのできる資産の範囲に含まれませんが、代わりに、民商法に基づいて質権によって担保に供することが可能です。

⁴ 事業担保法上、以下の資産を担保に供することが可能です。

1. 事業
2. 債権
3. 担保設定者が事業活動に使用する動産(例えば、生産に使用される機械、在庫または原材料)
4. 担保設定者が直接に不動産業の用に供する不動産
5. 知的財産
6. 省令で定めるその他の資産(例えば、一定の植物を省令上、事業担保法上の担保の対象とすることができます。)

⁵ 事業担保法第 13 条

⁶ 事業担保法第 6 条

事業担保法の対象とならない債権

事業担保法では、担保に供することができない債権については言及されていませんが、事業担保法の対象となる債権は、民商法 303 条⁷⁾に従わなければならないと解釈されます。すなわち、契約から生じたものであれ、不法行為による損害賠償請求権であれ、条件付・期限付債権も含めて、すべての債権を担保に供することができますが、以下の譲渡不能な債権は担保の対象とすることができません。

- 性質上譲渡することができない債権(非金銭的損害の賠償など)⁸⁾
- 当事者の意思により譲渡が禁止されている債権
- 裁判上の差押えの対象とならない債権

さらに、事業担保契約の基本的特徴として、以下の点が挙げられます。

◆	将来債権も担保に供することができます。事業担保法において、担保設定者は、現在権利を有している資産のみならず、将来において権利を有することになる資産をも担保に供することができる旨が明示されています。もともと、担保設定者が当該資産を取得したときに限り、当該資産に対する優先権が発生します。 ⁹⁾
◆	事業担保契約によって債権に対して設定された担保権は、債権が第三者に移転してもなお存続します。抵当権・質権と同様に、担保設定者が事業担保契約に基づき担保に供されている債権を譲渡した場合、その債権に設定された担保権の負担は、債権の譲受人に移転します ¹⁰⁾ 。また、担保権者は、債権が第三者に譲渡された場合であっても、他の一般債権者に先立って担保の対象から債務の弁済を受ける優先権を有します。 ¹¹⁾
◆	金銭消費貸借契約の債務者ではない第三者であっても、担保設定者となることができます。
◆	担保権者は、担保設定者が、担保の対象となっている債権を処分、譲渡、交換または代替することにより取得する財産に対して、代位することができます ¹²⁾ 。なお、債務者ではない第三者が担保設定者となっている場合において、担保設定者が担保の対象となっている債権を代替等した場合には、債務者に対してもその旨の通知が必要です。

債権に対する担保の実行方法

債権に対する担保を実行するためには、担保権者は、担保設定者および第三債務者(担保として取得した債権の債務者)に対し書面により担保を実行する旨を通知する必要があります。当該通知を受領した第三債務者は、当該通知を受領した日から、担保権に係る債務の弁済を担保設定者に対して行うことが禁止され、当該債務の弁済期が到来した際には、第三債務者は事業担保法に基づき担保権者に対して弁済を行うこととなります。¹³⁾

⁷⁾ 民商法第 303 条において、債権は、性質上譲渡が認められないものを除き、これを譲渡することができるものとされています。

⁸⁾ 民商法第 446 条

⁹⁾ 事業担保法第 9 条

¹⁰⁾ 民商法第 305 条

¹¹⁾ 事業担保法第 29 条

¹²⁾ 事業担保法第 31 条。なお、担保設定者および担保権者は、事業開発局に担保の対象の登録の修正の申請を行わなければなりません。

¹³⁾ 事業担保法第 39 条第 4 段落

II. 知的財産に対する担保権

事業担保法に基づき、知的財産は、登録により担保設定者が取得したもの(商標・特許等)であっても、登録をせずに自動的に取得したもの(著作権等)であっても、事業担保契約により担保設定することができます¹⁴。

知的財産に担保を設定するに際しても、上記 I. で述べたとおり、担保権者と担保設定者が事業担保契約を締結し、当該契約を事業開発局に登録する必要があります。また、登録によって取得される知的財産については、事業担保法上の担保として利用するために、事業開発局の登録官から商務省知的財産権局の登録官に同法に基づく担保が設定された旨が通知され¹⁵、通知を受けた登録官により、その後、その担保にかかる登録が行われます。¹⁶

知的財産に対する担保の実行方法

登録された知的財産に対する担保を実行するためには、担保権者は、担保設定者に対し、担保を実行する旨および当該知的財産の保有を証する書面を交付することを要求する旨を記載した、書面による通知を行う必要があります。担保権者は、当該知的財産の保有を証する書面の交付を受けてから 15 日以内に、さらに、担保設定者(および債務者が別であれば債務者)に対して別途の通知を行います。当該通知には、債務者または担保設定者が 15 日以内に債務を弁済しない場合には、担保権者が当該知的財産を取得するか売却して金銭を取得する方法により、担保を実行する旨を記載します。

また、知的財産は登録の対象となるため、担保権者は、商務省知的財産権局に担保実行を行った旨を通知し、その旨の登録を申請する義務も負います。¹⁷

他方、登録が不要の知的財産については、担保権の実行手続は未だ法定されていません。

III. 事業に対する担保権

事業担保法上、事業担保契約によって、債権や知的財産と同様に、事業¹⁸に対しても担保を設定することができます。

事業に対する担保権を設定するためには、債権や知的財産についての手続と同様、事業担保契約を締結し、それを事業開発局に登録することが必要です。また、事業担保契約の作成に際しては、担保権者と担保設定者は、「管財人」¹⁹と呼ばれる、担保権者に代わって担保権の実行を行う者を選任し、事業担保契約の登録に加え、当該管財人の登録を行わなければなりません。

なお、事業に対する担保権を設定された資産についても、民商法上の要件を満たせば、抵当権を設定することが可能です。他方で、事業に対する担保権を設定された資産に質権を設定することは認められておらず、設定された質権は無効となります。

資産が事業担保契約と抵当権設定の両方の対象となっている場合、事業担保法上の担保権者と抵当権者の優先順位は、登記の日時の順となります²⁰。また、抵当権者は、事業担保法第 35 条に基づき、事業担保法に基づく担保

¹⁴ 事業担保法第 8 条第 5 項

¹⁵ 事業担保法第 19 条前段

¹⁶ 事業担保法第 19 条後段

¹⁷ 事業担保法第 51 条

¹⁸ 事業とは、担保設定者が提供する財産であって、その事業活動において使用されるもの、および担保設定者が担保として使用するか、または使用することができる権利であって、担保権者が直ちに当該事業活動を継続することができる態様で、他の者に譲渡することができるものを意味します(事業担保法第 3 条参照)。

¹⁹ 事業担保法第 12 条

²⁰ 事業担保法第 33 条第 2 段落

実行または民商法に基づく抵当権の実行のいずれも選択することができます。しかし、抵当権の実行が開始された後に事業担保契約に基づく担保の実行が行われた場合には、当該抵当権の実行は停止され、抵当権者は事業担保法第 35 条第 3 段落に基づく担保の実行手続に従わなければなりません。資産が処分されると、事業担保法上の担保権者と抵当権者は、事業担保法第 33 条第 2 段落に定めるとおり、登記の日時の順に応じて、その代価を被担保債権の回収に充当します。

事業に対する担保を実行するに際して、事業担保法では、債権や知的財産とは異なる実行方法を定めています。担保実行事由が発生した場合、担保権者は、管財人に書面によりその旨の通知をします。そして、管財人は、担保設定者と担保権者の双方に対し、日時・場所を通知して事実調査を行います。管財人は、事実審理期日において、担保実行事由の有無を審査し、決定します。担保実行事由があるときは、管財人は、担保実行の決定をし、担保設定者に対し、社印、会計帳簿並びに事業に関する財産、債務および権利に関する書類その他の事業を売却するための管財人への引渡しを請求します。前述の管財人による担保実行の決定は、最初の実事審理日から 15 日以内に出されます。

21

まとめ

今日では、抵当権や質権とは別に、事業者は、債権、事業、知的財産などの価値の高い資産を利用して、事業担保契約によって融資を確保することを選択することができるようになりました。これにより、事業者が新たな資金調達先に柔軟にアクセスすることが可能になっています。また、事業担保法上、担保設定者が担保権者に担保目的物の占有を移すことを要しませんので、担保設定者は、これを利用して、業務を円滑に進めることができます。

²¹ 事業担保法第 68 条



すぎやま やすなり
杉山 泰成

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
y.sugiyama@jurists.co.jp

1994年早稲田大学政治経済学部政治学科卒業、司法修習修了後(第48期)、1996年4月西村総合法律事務所(現西村あさひ法律事務所)入所。2001年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)後、ニューヨークのLatham & Watkins(2001年8月-2002年7月)およびロンドンのNorton Rose(2002年8月-2003年2月)での海外研修を経て、現在西村あさひ法律事務所パートナー。主な業務分野は、工場設備・航空機・船舶等のアセットファイナンス、トレードファイナンス、不動産・債権の流動化および証券化、金融機関の海外進出支援。



はらだ のぶひこ
原田 伸彦

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
n.harada@jurists.co.jp

アジア・欧州を中心とする航空機・船舶等のアセットファイナンス、国内外の不動産ファイナンス、M&Aファイナンス等のファイナンス関連業務に加え、上場企業・海運会社等のクロスボーダー私的・法的整理にも従事しており、ファイナンス・事業再生の両分野を取り扱う。2010年から2011年まで、ロンドンの大手法律事務所にて勤務した経験を有する。



わだ たくや
和田 卓也

西村あさひ法律事務所 弁護士
t.wada@jurists.co.jp

2012年弁護士登録。都内法律事務所において日系企業の海外(特にアジア地域)進出支援を含む中小企業法務・コンサルティング業務に従事し、2015年より現職。海外進出支援業務の他、キャピタルマーケット、REIT、不動産取引、金融レギュレーション等に関する業務に従事。



Nuttaros Tangprasitti

SCL Nishimura パートナー弁護士(タイ法)
nuttaros@siamcitylaw.com

2005年SCL Law Group加入。2006年タイのタマサート大学卒業(LL.B.)、2010年ルクセンブルク大学卒業(LL.M.)。



Kewalin Tiyajamorn

SCL Nishimura 弁護士(タイ法)
kewalin.t@siamcitylaw.com

2015年タイのチュラロンコーン大学卒業(LL.B.)。2018年SCL Law Group加入。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>